

★以下は『点検評価報告書』の「当該事業の評価／今後の方向性」の記述です。

方 向 後 性 の	令和5年度から令和8年度までの3年間、ALTの派遣業務について、小・中学校ともに、同一業者と長期継続契約を締結し、原則として、同一ALTが同一校に3年間勤務することとなりました。教育委員会、学校、委託業者が連携をしながら、ALTの資質の向上や、より効果的な活用に向けて取り組んでいくことが求められます。上尾市英語弁論大会については、令和5年度は保護者の参観を可とし、従来の形に近づけて実施します。
-----------------------	--

このとおり、「令和5年度から令和8年度までの3年間、ALTの…（後略）」と記述されていますが、正しくは「令和5年度から令和7年度までの3年間」であるのは自明です。そこで、当該記述を公に訂正したことが判別できる文書・資料等（教育委員会会議等での訂正やHP上での訂正等が想定されます）。

（3）上述の（2）については、担当者の不注意あるいは職員相互の check の甘さによるものであると推測できますが、『点検評価報告書』の発出については、以下のような経緯があると思われます。

①指導課で「今後の方向性」文言の原案作成

↓

②課長や部長等の決裁

↓

②2023.9月定例会にて原案協議（教育委員は事前に目を通してはるはず）

↓（この間、第三者評価者も文言を読んでいるはず）

③2023.11月定例会にて議案として採択

↓

④HP上等での公表

すなわち、原案の文言作成の段階から公表までには、指導課職員（起案）、指導課長（決裁）、学校教育部長（決裁）、教育総務部長・教育長・教育委員5名・定例会に出席した部課長等・『点検評価報告書』評価者3名の合計20数名が『点検評価報告書』に目を通してはるはずです。

それにもかかわらず、この文言のまま『点検評価報告書』が公表されてしまいました。その主因は、最初の段階（市教委事務局内での決裁段階）で check がされていないか、check が極めて緩いと考えられます。

さらに、請求人および指導課職員が了知しているとおりに、他の事案でも指導課内で相互の check がされていれば避けられた事案が複数あります。

そこで、市教委事務局（指導課）内で互いの業務について実効性のある check 体制が有るのか無いのかが判別できる文書・資料等。

